

## 公害防止基準

### (1) 東部リレーセンター

#### 1) 粉じん基準

施設から発生する粉塵濃度については、排気口出口（集じん装置等）及び、作業環境基準において下記表の基準値以下とすること。

(単位：mg/Nm<sup>3</sup>)

項目	基準値
排気口出口粉じん濃度	25
作業環境基準(粉じん濃度)	2

#### 2) 騒音基準

施設から発生する騒音については、敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位：dB)

昼間 午前8～午後5時	朝夕 朝：午前6時～午前8時 夕：午後5時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
60	50	45

#### 3) 振動基準

敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位：dB)

昼間 午前8時～午後5時	夜間 午後5時～午前8時
65	60

#### 4) 悪臭基準

##### (1) 特定悪臭物質における基準

敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位：ppm)

特定悪臭物質	基準値	特定悪臭物質	基準値
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

##### (2) 気体（排ガス等）排出口に係る基準

次の式により算出する特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く）の種類ごとの流量とするものとする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

q : 流量 (単位：Nm<sup>3</sup>/h) ←基準値

H e : 排出口の高さの補正值 (単位：m)

C m : 事業場の敷地境界線における基準値 (単位：ppm)

##### (3) 臭気濃度

敷地境界線及び、排出口において下記表の基準値以下とすること。

項目	基準値
敷地の境界線	30
煙突その他の排出口	1,000

(4) 特定悪臭物質を含む水で排水に係る基準

次の式により算出する特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルのみ）の種類ごとの濃度は、以下のとおりとすること。

$$C L m = k \times C m$$

$C L m$  : 排水中の濃度（単位：mg/L）

$k$  : 事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに掲げる値  
（単位：mg/L）

$C m$  : 特定悪臭物質として定められた値（単位：ppm）

項目	0.001m <sup>3</sup> /sec 以下の場合	0.001m <sup>3</sup> /secを超え 0.1m <sup>3</sup> /sec以下の場合	0.1m <sup>3</sup> /sec を超える場合
メチルメル カプタン	16以下	3.4以下	0.71以下
硫化水素	5.6以下	1.2以下	0.26以下
硫化メチル	32以下	6.9以下	1.4以下
二硫化メチル	63以下	14以下	2.9以下

5) 排水基準

プラント排水及び洗車排水は排水処理後、場内利用を基本とし、汚泥は適正処理すること。（公共用水域への放流は行わない。）

生活排水は、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の規制基準値以下まで必要に応じて処理した後、本組合が指示する水路を介して公共用水域に放流すること。

なお、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の規制基準値は下記表に示すとおりである。

（単位：mg/ℓ）

有害物質		生活環境項目	
項目	排水基準※1	項目	排水基準※1
カドミウム及びその化合物	0.03	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6
シアン化合物	1	生物化学的酸素要求量 (BOD)	160(日平均120)

有機燐化合物	1	化学的酸素要求量 (COD)	160(日平均120)
鉛及びその化合物	0.1	浮遊物質 (SS)	200(日平均150)
六価クロム化合物	0.5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5
砒素及びその化合物	0.1		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動物油脂類含有量)	30
アルキル水銀化合物	検出されないこと	フェノール類含有量	5
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003	銅含有量	3
トリクロロエチレン	0.1	亜鉛含有量	2
テトラクロロエチレン	0.1	溶解性鉄含有量	10
ジクロロメタン	0.2		
四塩化炭素	0.02	溶解性マンガン含有量	10
1,2-ジクロロエタン	0.04	クロム含有量	2
1,1-ジクロロエチレン	1	大腸菌群数 [個/cm <sup>3</sup> ]	(日平均3000)
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	窒素含有量	120(日平均60)
1,1,1-トリクロロエタン	3	燐含有量	16(日平均8)
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	ダイオキシン類 [pg-TEC/L] ※3	10
1,3-ジクロロプロペン	0.02		
チウラム	0.06		
シマジン	0.03		
チオベンカルブ	0.2		
ベンゼン	0.1		
セレン及びその化合物	0.1		
ほう素及びその化合物	10		

ふっ素及びその化合物	8	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※ 2	1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg以下	

注) [ ]内は単位、 ( ) 内数値は日間平均値

※1：水質汚濁防止法 排水基準を定める省令（総理府令第35号）

※2：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性

※3：ダイオキシン類対策特別措置法

## (2) 西部リレーセンター

### 1) 粉じん基準

施設から発生する粉塵濃度については、排気口出口（集じん装置等）及び、作業環境基準において下記表の基準値以下とすること。

(単位：mg/Nm<sup>3</sup>)

項目	基準値
排気口出口粉じん濃度	25
作業環境基準(粉じん濃度)	2

### 2) 騒音基準

敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位：dB)

昼間 午前8時～午後5時	朝夕 朝：午前6時～午前8時 夕：午後5時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
60	50	45

### 3) 振動基準

敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位：dB)

昼間 午前8時～午後5時	夜間 午後5時～午前8時
65	60

#### 4) 悪臭基準

##### (1) 特定悪臭物質における基準

敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位：ppm)

特定悪臭物質	基準値	特定悪臭物質	基準値
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

##### (2) 気体（排ガス等）排出口に係る基準

次の式により算出する特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く）の種類ごとの流量とするものとする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

q : 流量 (単位：Nm<sup>3</sup>/h) ←基準値

H e : 排出口の高さの補正值 (単位：m)

C m : 事業場の敷地境界線における基準値 (単位：ppm)

##### (3) 臭気濃度

定格負荷時に敷地境界線及び、排出口において下記表の基準値以下とすること。

項目	基準値
敷地の境界線	30
煙突その他の排出口	1,000

(4) 特定悪臭物質を含む水で排出水に係る基準

次の式により算出する特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルのみ）の種類ごとの濃度は、以下のとおりとすること。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

$C_{Lm}$ ：排出水中の濃度（単位：mg/L）

$k$ ：事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに掲げる値  
（単位：mg/L）

$C_m$ ：特定悪臭物質として定められた値（単位：ppm）

項目	0.001m <sup>3</sup> /sec 以下の場合	0.001m <sup>3</sup> /secを超え 0.1m <sup>3</sup> /sec以下の場合	0.1m <sup>3</sup> /sec を超える場合
メチルメル カプタン	16以下	3.4以下	0.71以下
硫化水素	5.6以下	1.2以下	0.26以下
硫化メチル	32以下	6.9以下	1.4以下
二硫化メチル	63以下	14以下	2.9以下

5) 排水基準

プラント排水及び生活排水は、必要に応じて水処理を行った後、公共下水道放流とすること。

なお、公共下水道への放流を行う際は下記表の基準値（下水道法及び条例による基準値）以下とすること。

（単位 mg/l）

有害物質			
項目	排水基準 ※1	項目	排水基準 ※1
カドミウム及びその化合物	0.03	フェノール類	5
シアン化合物	1	銅及びその化合物	3
有機燐化合物	1	亜鉛及びその化合物	2
鉛及びその化合物	0.1	鉄及びその化合物	10
六価クロム化合物	0.5	マンガン及びその化合物	10
砒素及びその化合物	0.1	クロム及びその化合物	2

水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	ダイオキシン類 [p g -TEC/L]	10
アルキル水銀化合物	検出されないこと	温度 [度] ※2	45
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量※2	380
トリクロロエチレン	0.1	水素イオン濃度 [pH] ※2	5.8~9.0
テトラクロロエチレン	0.1	生物化学的酸素要求量 (BOD) ※2	(日平均 120)
ジクロロメタン	0.2	浮遊物質量 (SS) ※2	600
四塩化炭素	0.02	沃素消費量※2	220
1,2-ジクロロエタン	0.04	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5
1,1-ジクロロエチレン	1	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	窒素含有量※2	240
1,1,1-トリクロロエタン	3	りん含有量※2	32
1,1,2-トリクロロエタン	0.06		
1,3-ジクロロプロペン	0.02		
チウラム	0.06		
シマジン	0.03		
チオベンカルブ	0.2		
ベンゼン	0.1		
セレン及びその化合物	0.1		
ほう素及びその化合物	10		
ふっ素及びその化合物	8		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※2	100		
1,4-ジオキサン	0.5		

注) [ ]内は単位、 ( ) 内数値は日間平均値



※1：雲仙市公共下水道条例

※2：基準値未満とする。

### (3) 南部リレーセンター

#### 1) 粉じん基準

施設から発生する粉塵濃度については、排気口出口（集じん装置等）及び、作業環境基準において下記表の基準値以下とすること。

(単位：mg/Nm<sup>3</sup>)

項目	基準値
排気口出口粉じん濃度	25
作業環境基準(粉じん濃度)	2

#### 2) 騒音基準

敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位：dB)

昼間 午前8時～午後8時	朝夕 朝：午前6時～午前8時 夕：午後8時～午後10時	夜間 午前10時～午前6時
65	60	50

#### 3) 振動基準

敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位：dB)

昼間 午前8時～午後8時	夜間 午後8時～午前8時
65	60

#### 4) 悪臭基準

##### (1) 特定悪臭物質における基準

- ・臭気指数を13以下とすること。
- ・敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位：ppm)

特定悪臭物質	基準値	特定悪臭物質	基準値
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

##### (2) 気体（排ガス等）排出口に係る基準

次の式により算出する特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く）の種類ごとの流量とするものとする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

q : 流量 (単位：Nm<sup>3</sup>/h) ←基準値

H e : 排出口の高さの補正值 (単位：m)

C m : 事業場の敷地境界線における基準値 (単位：ppm)

##### (3) 臭気濃度

定格負荷時に敷地境界線及び、排出口において下記表の基準値以下とすること。

項目	基準値
敷地の境界線	30
煙突その他の排出口	1,000

(4) 特定悪臭物質を含む水で排水に係る基準

次の式により算出する特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルのみ）の種類ごとの濃度は、以下のとおりとすること。

$$C L m = k \times C m$$

$C L m$  : 排水中の濃度（単位：mg/L）

$k$  : 事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに掲げる値  
（単位：mg/L）

$C m$  : 特定悪臭物質として定められた値（単位：ppm）

項目	0.001m <sup>3</sup> /sec 以下の場合	0.001m <sup>3</sup> /secを超え 0.1m <sup>3</sup> /sec以下の場合	0.1m <sup>3</sup> /sec を超える場合
メチルメル カプタン	16以下	3.4以下	0.71以下
硫化水素	5.6以下	1.2以下	0.26以下
硫化メチル	32以下	6.9以下	1.4以下
二硫化メチル	63以下	14以下	2.9以下

5) 排水基準

プラント排水及び洗車排水は排水処理後、場内利用を基本とし、汚泥は適正処理すること。（公共用水域への放流は行わない。）

生活排水については、合併浄化槽にて処理を行うものとし、下記表の基準値以下とすること。

（単位：mg/l）

有害物質		生活環境項目	
項目	排水基準※1	項目	排水基準※1
カドミウム及びその	0.03	水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6

化合物			
シアン化合物	1	生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日平均120)
有機燐化合物	1	化学的酸素要求量 (COD)	160 (日平均120)
鉛及びその化合物	0.1	浮遊物質 (SS)	200 (日平均150)
六価クロム化合物	0.5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5
砒素及びその化合物	0.1	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動物油脂類含有量)	30
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	フェノール類含有量	5
アルキル水銀化合物	検出されないこと	銅含有量	3
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003	亜鉛含有量	2
トリクロロエチレン	0.1	溶解性鉄含有量	10
テトラクロロエチレン	0.1	溶解性マンガン含有量	10
ジクロロメタン	0.2	クロム含有量	2
四塩化炭素	0.02	大腸菌群数 [個/cm <sup>3</sup> ]	(日平均3000)
1,2-ジクロロエタン	0.04	窒素含有量	120 (日平均60)
1,1-ジクロロエチレン	1	燐含有量	16 (日平均8)
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	ダイオキシン類 [pg-TEC/L] ※3	10
1,1,1-トリクロロエタン	3		
1,1,2-トリクロロエ	0.06		

タン		
1,3-ジクロロプロペン	0.02	
チウラム	0.06	
シマジン	0.03	
チオベンカルブ	0.2	
ベンゼン	0.1	
セレン及びその化合物	0.1	
ほう素及びその化合物	10	
ふっ素及びその化合物	8	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※2	11につきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100以下	
1,4-ジオキサン	0.5	

注) [ ]内は単位、 ( )内数値は日間平均値

※1：水質汚濁防止法 排水基準を定める省令（総理府令第35号）

※2：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性

※3：ダイオキシン類対策特別措置法